

## 春日井市ふれあい教育セミナー補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、家庭教育力及び地域教育力の向上に資するため、学校等に通う子とその保護者等が家庭教育の意義と役割等を学び、社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むことを目的に講座等の事業を実施するふれあい教育セミナー委員会（以下「委員会」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、委員会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 家庭教育の向上を目的としたもの
- (2) 学校等との連携、協力及び情報交換を目的としたもの
- (3) 心と体の健康を維持増進することを目的としたもの
- (4) 通園・通学及び遊び場等生活の場の安全を図ることを目的としたもの
- (5) 子どもとのふれあいを目的としたもの
- (6) 地域との連携並びにふれあいを目的としたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、110,000円を限度とする。

2 前項の補助金の交付決定通知を受けた委員会が前条各号のいずれかの目的のため追加して事業を行うときは、前項に規定する額を含めた補助金の額は、150,000円を限度とする。

3 前2項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切

り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

2 前条第2項に該当する補助金の増額が生じたときは、規則第8条に規定する補助事業等計画変更承認申請書を当該年度の9月30日までに提出するものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、委員会に係る役員名簿とする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、委員会の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額が変わらない範囲の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 実施報告書

(3) 収支決算書

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(春日井市ふれあい教育セミナー事業実施要綱の廃止)

2 春日井市ふれあい教育セミナー事業実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、  
廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に申請手続を行う委員会  
に係るものから適用し、同日前に補助金の交付決定通知を受けた委員会に係る  
ものについては、なお従前の例による。